

消費税法改正に伴う商品先物取引における受渡ルールの一部見直しについて

2022年6月17日

株式会社大阪取引所

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

2023年10月1日より消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることに伴い、株式会社大阪取引所（以下「OSE」といいます。）及び株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」といいます。）（以下「OSE 及び TOCOM」を「当社」といいます。）の商品先物取引のうち日本国内で行う受渡決済について、受方が消費税の仕入税額控除を受けるためには、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書が必要となることを踏まえ、以下のとおり受渡ルールの一部見直しを行うこととします。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 対象商品	<ul style="list-style-type: none">日本国内で消費税の授受を伴う受渡決済を行う先物取引（以下「国内現物先物取引」といいます。）を対象とします。<ul style="list-style-type: none">OSEの貴金属市場の金、銀、白金及びパラジウム、ゴム市場のRSS並びに農産物市場の一般大豆及び小豆TOCOMのエネギー市場のガソリン、灯油及び軽油並びに中京石油市場のガソリン及び灯油	<ul style="list-style-type: none">OSEのゴム市場のTSR及び農産物市場のとうもろこしについては、取引対象が未通関貨物であるため受渡決済時に消費税額の授受が行われないことから現行どおりとします。
2. 渡方の条件	<ul style="list-style-type: none">国内現物先物取引において受渡決済を行う渡方（委託取引の場合は売方の顧客、自己取引の場合は売方の取引参加者）を適格請求書発行事業者に限ることとします。	<ul style="list-style-type: none">適格請求書発行事業者とは、消費税法（昭和63年法律第108号。以下同じ。）第2条第1項第7号の2に定める事業者のことをいいます。
3. 登録番号の通知	<ul style="list-style-type: none">受渡決済において渡方となる顧客は、取引最終日の前日（休業日の場合は順次繰り上げます。以下同じ。）までの取引参加者が指定する日時までに、当	<ul style="list-style-type: none">登録番号とは消費税法第57条の2第4項に定める登録番号の

項目	内容	備考
<p>4. 渡方の顧客から取引参加者に登録番号の通知がない場合の取扱い</p> <p>5. 適格請求書等の提供</p>	<p>該取引参加者に当該顧客の適格請求書発行事業者の登録番号を通知することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受渡決済において渡方となる取引参加者は、取引最終日の当社が指定する時刻までに、登録番号等（委託取引の場合は当該顧客の氏名又は法人名及び登録番号、自己取引の場合は当該取引参加者の登録番号）を当社に通知することとします。 ・ 取引参加者が当社に顧客又は当該取引参加者の登録番号を通知した後に、当該顧客又は当該取引参加者が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、当社に対し、速やかにその旨を通知することとします。 ・ 売付けに係る未決済約定（以下「売建玉」といいます。）を有する顧客が、直近の限月取引の取引最終日の前日又は取引参加者が指定する日の取引参加者が指定する日時までに当該顧客の登録番号を取引参加者に通知しない場合には、当該取引参加者は当該売建玉を当該顧客の計算において買戻しにより決済するものとします。 ・ 国内現物先物取引の受渡決済に係る適格請求書は、当社が媒介者交付特例に基づき渡方に代わり、受方に電磁的記録にて提供することとします。渡方には、当該適格請求書に記載された事項のうち受方情報の記載を省略した精算書（以下「精算書」といいます。）を電磁的記録にて提供することとします。 ・ 受方となる取引参加者は適格請求書の提供先となる者の氏名又は法人名（委託取引の場合は顧客の氏名又は法人名、自己取引の場合は当該取引参加者の氏名又は法人名）を取引最終日の当社が定める時刻までに、当社に対して通知することとします。 ・ 当該時刻までに受方となる取引参加者から適格請求書の提供先となる者の 	<p>ことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者から当社への登録番号の通知は、当社のシステムにより行います。 ・ 媒介者交付特例とは、媒介又は取次ぎを行う業者が渡方当事者に代わって適格請求書を交付する制度（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第70条の12）のことをいいます。 ・ 取引参加者から当社への適格請求書の提供先の氏名又は法人名の通知及び当社から取引参加者への適格請求書等の提供は、当社のシステムにより行います。

項目	内容	備考
	<p>氏名又は法人名の通知がない場合又は渡方の取引参加者から登録番号等の通知がない場合には、当社は適格請求書及び精算書の提供を行いません。</p> <p>(受方に対する当社からの適格請求書の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社は、受渡日以降、速やかに適格請求書を受方の取引参加者に提供します。 ➤ 匿名性を確保するため、媒介者交付特例に基づき、当社が提供する適格請求書においては、渡方に関する情報は記載されず、当社の社名及び登録番号を記載します。 ➤ 受方の受渡しが顧客からの委託による場合、受方の取引参加者は、当該顧客に当社から提供を受けた適格請求書を速やかに提供することとします。 <p>(渡方に対する当社からの精算書の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社は、受渡日以降、速やかに適格請求書から受方情報の記載を省略した精算書を渡方の取引参加者に提供します。 ➤ 渡方の受渡しが顧客からの委託による場合、渡方の取引参加者は、当該顧客に当社から提供を受けた精算書を速やかに提供することとします。 	

Ⅲ. 実施時期

2023年10月1日から施行します。(施行日以降に到来する受渡決済分(下表の限月取引)から上記Ⅱ.の取扱いが適用されることとなります。)

金標準先物、銀先物、白金標準先物及びパラジウム先物	2022年10月27日に取引が開始される2023年10月限月取引
ゴム（RSS3）先物	2022年10月26日に取引が開始される2023年10月限月取引
一般大豆先物	2022年10月17日に取引が開始される2023年10月限月取引
小豆先物	2023年4月26日に取引が開始される2023年10月限月取引
バージガソリン先物、バージ灯油先物、バージ軽油先物、中京ローリーガソリン先物及び中京ローリー灯油先物	2023年3月27日に取引が開始される2023年10月限月取引

以 上

-
- i 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）による改正後の消費税法をいいます。
 - ii 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）による改正後の消費税法施行令をいいます。